

## 資料 2

これまでの検討で上位規範との関係について議論が生じた規制等

項目名	温泉を湧出させる目的ではない掘削に対する許可
法律上の規制	温泉法第3条では、 <u>温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならないとされている。</u>
下位規範による規制の現状等	地熱発電の試験井の掘削等、 <u>温泉をゆう出させる目的ではない場合</u> でも掘削のニーズがあるところ、「 <u>温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）</u> 」（環境省・平成24年3月27日）では、「 <u>資源量を検討するための試験井の掘削であっても、温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要</u> 」とされている。

項目名	営利法人による医療機関の開設に関する許可および医療機関の議決権取得の規制
法律上の規制	<p>医療法第7条第5項は「営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、前項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる。」と規定しており、「許可をしてはならない」と規定していない。</p> <p>※ 医療法第7条の規定の概要</p> <p>第七条 病院を開設しようとするとき、医師法第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者及び臨床研修等修了歯科医師でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 都道府県知事又は保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長は、前三項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第二十一条及び第二十三条の規定に基づく厚生労働省令並びに第二十一条の規定に基づく都道府県の条例の定める要件に適合するときは、前三項の許可を与えないなければならない。</p> <p>5 営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、前項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる。</p>
下位規範による規制の現状等	<p>医療機関における経営の効率化を一層進めるため、営利法人を含めた多様な視点を医療機関経営に生かせる仕組みとすることが検討されている中、営利法人が医療機関を開設することについては、昭和25年8月2日厚生事務次官通達により「今後会社組織による病院経営は認めない方針」であり、実質的に許可を得ることができないこととされ、営利法人が医療法人の社員となることについては、東京弁護士会会長からの質問に対する平成3年1月17日厚生省健康政策局指導課長回答により「医療法人が開設する病院、診療所は営利を否定されている。そのため営利を目的とする商法上の会社は、医療法人に出資することにより社員となることはできないものと解する。すなわち、出資又は寄附によって医療法人の財産を提供する行為は可能であるが、それに伴っての社員としての社員総会における議決権を取得することや役員として医療法人の経営に参画することはできないことになる。」とされている。</p>

項目名	診療報酬の審査及び支払に関する事務を審査支払機関に委託しない場合の医療機関又は薬局の合意要件
法律上の規制	健康保険法（第 76 条第 4 項）や国民健康保険法（第 45 条第 4 項）によると、保険者は、医療機関又は薬局から療養の給付に関する費用の請求があった時は、 <u>自らが審査をし、支払うこと</u> となっている。また、健康保険法（第 76 条第 5 項）や国民健康保険法（第 45 条第 5 項）により、保険者は、 <u>審査及び支払に関する事務を審査支払機関に委託することができる</u> とされている。
下位規範による規制の現状等	保険者には、診療報酬の審査及び支払に関する事務を① <u>自ら行いたい</u> 、また、今後新規事業者が参入してきた場合には、② <u>社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会以外の事業者に委託したい</u> というニーズがある中、厚生労働省保険局通知（平成 14 年 12 月 25 日付保発第 1225001 号、平成 19 年 1 月 10 日保発第 0110001 号）では、「保険者は、 <u>医療機関又は薬局と合意した場合には、自らが審査支払をすることや審査支払機関以外の者に委託すること（＝審査支払機関に委託しないこと）ができる</u> 」旨記載されており、当該通知をもって医療機関又は薬局の合意要件を課している。

項目名	健康食品の機能性表示
法律上の規制	<p>食品衛生法第 19 条第 1 項では、「内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品、添加物、器具又は容器包装に関する<u>公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第一項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。</u>」と規定されている。</p> <p>また、食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（以下「当該府令」）第 1 条第 1 項では、表示を行うべき食品又は添加物として保健機能食品が指定されている。</p>
下位規範による規制の現状等	<p>国民が自らの健康管理を自身で行う「セルフケア」を推進するうえで、食品における健康や栄養に関する表示のあり方が検討される中、当該府令第 1 条第 6 項では、「<u>保健機能食品以外の食品にあつては、①保健機能食品と紛らわしい名称、②栄養成分の機能及び③特定の保健の目的が期待できる旨の表示をしてはならない。</u>」と規定されている。</p> <p>つまり、食品衛生法第 19 条第 1 項では、食品、添加物、器具又は容器包装に関する必要な表示の基準を定めることを委任（許可）しているにも拘わらず、当該府令第 1 条第 6 項では、保健機能食品以外の食品について機能表示一般を禁止している。</p>